

(資料1)

令和6年第1回
鴨川市議会定例会

－ 議案説明資料 －

令和6年2月22日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第1号	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	4
議案第2号	鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	7
議案第3号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	12
議案第4号	鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課	16
議案第5号	鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	18
議案第6号	鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	20
議案第7号	鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	25
議案第8号	鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	97
議案第9号	鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	99
議案第10号	鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 環境課	101
議案第11号	鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 農林水産課	107
議案第12号	鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課	110
議案第13号	鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	水道課	117
議案第14号	鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水道課	118
議案第15号	鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国保病院	120
議案第16号	令和5年度鴨川市一般会計補正予算（第9号）	企画総務部 財政課	121
議案第17号	令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課	130
議案第18号	令和5年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 健康推進課	132
議案第19号	令和5年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課	135

議案第20号	令和6年度鴨川市一般会計予算	企画総務部 財政課	資料3
議案第21号	令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	137
議案第22号	令和6年度鴨川市介護保険特別会計予算	市民福祉部 健康推進課	142
議案第23号	令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	148
議案第24号	令和6年度鴨川市水道事業会計予算	水道課	151
議案第25号	令和6年度鴨川市病院事業会計予算	国保病院	155
議案第26号	鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	158

議案第 1 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鴨川地区統合小学校整備検討委員会を設置するため、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を改正することについて、同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）鴨川市附属機関設置条例の改正

鴨川地区統合小学校整備検討委員会（以下「委員会」という。）を次のとおり設置する。

ア 担任する事務

教育委員会の諮問に応じ、鴨川地区（鴨川小学校、東条小学校、西条小学校及び田原小学校の通学区域をいう。）の統合小学校の整備に関する事項について調査審議を行うこと。

イ 組織 委員長 1 人、副委員長 1 人及びこれら以外の委員

ウ 定数 12 人以内

エ 構成

（ア）学校教育の関係者

（イ）識見を有する者

オ 任期 委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまで

（2）鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の改正（附則第 2 項）

委員会の委員の報酬を日額 5,000 円とする。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
1 市長の附属機関 略						1 市長の附属機関 略					
2 教育委員会の附属機関						2 教育委員会の附属機関					
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期	名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略						略					
鴨川市 学校適 正規模 等検討 委員会	略					鴨川市 学校適 正規模 等検討 委員会	略				
(新設)						鴨川地 区統合 小学校 整備検 討委員 会	教育委員会の諮 問に応じ、鴨川地 区（鴨川小学校、 東条小学校、西条 小学校及び田原 小学校の通学区 域をいう。）の統 合小学校の整備 に関する事項に ついて調査審議 を行うこと。	委員長 1人、 副委員 長1人 及びこ れら以 外の委 員	12人 以内	(1) 学校教 育の関係 者 (2) 識見を 有する者	委嘱の 日から 諮問に 係る調 査審議 が終了 するま で

鴨川市 学校給 食セン ター運 営委員 会 略	略	鴨川市 学校給 食セン ター運 営委員 会 略	略
---	---	---	---

(附則第2項) 鴨川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第3 (第2条関係) 日額報酬表		別表第3 (第2条関係) 日額報酬表	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略		略	
学校適正規模等検討委員会の委員 (新設)	略	学校適正規模等検討委員会の委員	略
学校運営協議会の委員	略	鴨川地区統合小学校整備検討委員会の委員	5,000 円
略		学校運営協議会の委員	略
		略	

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されること等に伴い、鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年鴨川市条例第27号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正

- ア 題名を鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例に改める。
- イ 期末手当の支給率を100分の122.5（現行100分の67.5）とする。
- ウ 新たに勤勉手当を支給することとし、その支給率を100分の102.5とする。
- エ その他条文の整備を行う。

(2) その他

次の条例について、条文の整備を行う。

- ア 鴨川市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（平成17年鴨川市条例第28号）（附則第2項）
- イ 鴨川市史編さん委員会設置条例（平成17年鴨川市条例第87号）（附則第3項）

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 会計年度任用職員には、報酬、期末手当及び費用弁償を支給する。

2 略

(報酬及び期末手当の支払)

第3条 報酬及び期末手当は、法令その他特別の定めがある場合を除き、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、市長が必要と認める場合には、会計年度任用職員の申出により口座振替の方法で支払うことができるものとする。

(期末手当)

第12条 期末手当は、任期が6月以上の会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）であって、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 会計年度任用職員には、報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償を支給する。

2 略

(報酬、期末手当及び勤勉手当の支払)

第3条 報酬、期末手当及び勤勉手当は、法令その他特別の定めがある場合を除き、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、市長が必要と認める場合には、会計年度任用職員の申出により口座振替の方法で支払うことができるものとする。

(期末手当)

第12条 期末手当は、任期が6月以上の会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）であって、6月1日及び12月1日（以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。

2・3 略

4 期末手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に換算した額に 100分の67.5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

5 略

(新設)

2・3 略

4 期末手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に換算した額に 100分の122.5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

5 略

(勤勉手当)

第13条 勤勉手当は、任期が6月以上の会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）であって、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、基準日以前6月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

3 勤勉手当の額は、基本報酬の時間額を規則で定める方法により月額に換算した額（以下この項において「基礎額」という。）に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する会計年度任用職員の総額は、当該会計年度任用職員の基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、任命権者は、その者に所属する会計年度任用職員が少数であることその他の特別の事情によ

<p>第13条・第14条 略</p> <p>(国際交流員又は外国語指導助手の報酬及び費用弁償)</p> <p>第15条 第2条、第4条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定にかかわらず、外国青年招致事業により招致され国際交流員又は外国語指導助手として任用された会計年度任用職員には、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第16条 略</p>	<p>り、他の任命権者に所属する会計年度任用職員との均衡を考慮し必要があると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>4 会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>第14条・第15条 略</p> <p>(国際交流員又は外国語指導助手の報酬及び費用弁償)</p> <p>第16条 第2条、第4条から第8条まで及び第10条から第13条までの規定にかかわらず、外国青年招致事業により招致され国際交流員又は外国語指導助手として任用された会計年度任用職員には、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第17条 略</p>
---	---

(附則第2項) 鴨川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、<u>鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u>(令和元年鴨川市条例第27号)第4条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、<u>鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例</u>(令和元年鴨川市条例第27号)第4条に規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>

(附則第3項) 鴨川市史編さん委員会設置条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>

第7条 略

2 主任委員の報酬、期末手当及び費用弁償については、鴨川市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年鴨川市条例第27号）の定めるところによる。

第7条 略

2 主任委員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償については、鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年鴨川市条例第27号）の定めるところによる。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第3号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

医師等の管理職手当及び医務研究手当並びに看護師等の夜間看護手当の額を改定する等のため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 医師等の管理職手当の額の改定

医師及び歯科医師の管理職手当の額について、当該医師又は歯科医師が属する職務の級における最高の号給の給料月額（現行100分の10）の範囲内で規則で定める額とする。

(2) 医師等の医務研究手当の額の改定

医師及び歯科医師の医務研究手当の額（月額）について、次のとおり改定する。

区分	改定前	改定後
病院長及び医療参事	300,000円以内	450,000円以内
医師及び歯科医師	250,000円以内	400,000円以内

(3) 看護師等の夜間看護手当の額の改定

看護師及び准看護師の夜間看護手当（※）の額について、6,500円（現行4,900円）とする。

（※） 看護師又は准看護師が正規の勤務時間として夜間（午後10時から翌日午前5時までの間）に看護の業務に従事したときに支給する手当をいう。

(4) 言語聴覚士の追加

医療職給料表（二）級別基準職務表に言語聴覚士の職務を追加する。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
<p>(管理職手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の10の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第5の2 (第4条関係)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 医療職給料表(二) 級別基準職務表</p>		<p>(管理職手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の10 <u>(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、100分の25)</u> の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第5の2 (第4条関係)</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 医療職給料表(二) 級別基準職務表</p>	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務	1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、 <u>言語聴覚士</u> 、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務
2級	<p>1 略</p> <p>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務</p>	2級	<p>1 略</p> <p>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、<u>言語聴覚士</u>、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務</p>

3級	1・2 略 3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務		
略			
才 略			
別表第6（第13条関係）			
(1) 略			
(2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当			
手当の種類	支給の範囲	支給基準	支給金額
略			
2 医務研究手当	病院長及び医療参事	月額	300,000円 以内
	医師及び歯科医師	月額	250,000円 以内
3 夜間看護手当	看護師、准看護師が午後4時から翌日の午前9時までの間に夜間看護に従事したとき	1回	4,900円
略			

3級	1・2 略 3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務		
略			
才 略			
別表第6（第13条関係）			
(1) 略			
(2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当			
手当の種類	支給の範囲	支給基準	支給金額
略			
2 医務研究手当	病院長及び医療参事	月額	450,000円 以内
	医師及び歯科医師	月額	400,000円 以内
3 夜間看護手当	看護師、准看護師が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に看護の業務に従事したとき	1回	6,500円
略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第6（夜間看護手当に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に従事を開始する看護の業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事を開始した看護の業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第4号

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部が改正され令和5年5月11日から施行されたことに伴い、鴨川市印鑑条例（平成17年鴨川市条例第14号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

コンビニエンスストアの端末機による印鑑登録証明書の交付の申請について、現在の個人番号カードを使用する方法に加え、電子証明書が記録されている移動端末設備（スマートフォン）を使用する方法により行うことができることとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第15条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団	(印鑑登録証明書の申請及び交付) 第15条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団

体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で自動的に証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で自動的に証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市総合保健福祉会館の老人デイサービスセンターを廃止し、子ども家庭センターを設置するため、鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第100号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市総合保健福祉会館の老人デイサービスセンターを廃止し、子ども家庭センターを設置する。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市総合保健福祉会館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(施設)</p> <p>第3条 ふれあいセンターに次の施設を置く。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 地域福祉活動推進室</u></p> <p><u>(11) 老人デイサービスセンター</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(ふれあいセンターの業務)</p> <p>第4条 ふれあいセンターは、次に掲げる業務を行う。</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 ふれあいセンターに次の施設を置く。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 子ども家庭センター</u></p> <p><u>(11) 地域福祉活動推進室</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(ふれあいセンターの業務)</p> <p>第4条 ふれあいセンターは、次に掲げる業務を行う。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) デイサービスに関すること。</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p>(長期かつ独占的な使用)</p> <p>第9条 市長は、<u>第3条第10号及び第11号</u>に規定する施設について、施設の設置目的を効果的に達成させるために必要があると認めるときは、当該施設を社会福祉法人等に長期かつ独占的に利用させることができる。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により第3条第11号に規定する施設を長期かつ独占的に利用する者は、次に掲げる使用料及び施設の利用に係る光熱水費その他の経費を支払わなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">老人デイサービスセンター</td> <td style="width: 30%; padding: 2px; text-align: right;">月額 175,000円</td> </tr> </table>	老人デイサービスセンター	月額 175,000円	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p>(長期かつ独占的な使用)</p> <p>第9条 市長は、<u>第3条第11号</u>に規定する施設について、施設の設置目的を効果的に達成させるために必要があると認めるときは、当該施設を社会福祉法人等に長期かつ独占的に利用させることができる。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第10条 略</p> <p>(削る)</p>
老人デイサービスセンター	月額 175,000円		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者（65歳以上の被保険者）に係る保険料率の設定を行うため、鴨川市介護保険条例（平成17年鴨川市条例第116号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、第1号被保険者を13区分（現行9区分）とするとともに、それぞれの区分の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を次のとおりとする。

第1号被保険者の区分	保険料率	
	令和3年度から 令和5年度まで	令和6年度から 令和8年度まで
ア 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 （第1段階）老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者、被保護者又は市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	36,000円	35,490円
イ 令第38条第1項第2号に掲げる者 （第2段階）市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下のもの	54,000円	53,430円
ウ 令第38条第1項第3号に掲げる者 （第3段階）市民税世帯非課税者で上記ア又はイに該当しないもの	54,000円	53,820円
エ 令第38条第1項第4号に掲げる者 （第4段階）市民税本人非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの（上記アからウまでに該当しないもの）	64,800円	70,200円

オ 令第38条第1項第5号に掲げる者 (第5段階) 市民税本人非課税者で上記アからエまでに該当しないもの	72,000円	78,000円
カ 令第38条第1項第6号に掲げる者 (第6段階) 市民税課税者で合計所得金額が120万円未満のもの	86,400円	93,600円
キ 令第38条第1項第7号に掲げる者 (第7段階) 市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満のもの	93,600円	101,400円
ク 令第38条第1項第8号に掲げる者 (第8段階) 市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満のもの	108,000円	117,000円
ケ 令第38条第1項第9号に掲げる者 (第9段階) 市民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満のもの	122,400円	132,600円
コ 令第38条第1項第10号に掲げる者 (第10段階) 市民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満のもの	(新設)	148,200円
サ 令第38条第1項第11号に掲げる者 (第11段階) 市民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満のもの	(新設)	163,800円
シ 令第38条第1項第12号に掲げる者 (第12段階) 市民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満のもの	(新設)	179,400円
ス 令第38条第1項第13号に掲げる者 (第13段階) 市民税課税者で合計所得金額が720万円以上のもの	(新設)	187,200円

(2) 令に規定する令第38条第1項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課についての基準を踏まえ、第1段階から第3段階までに該当する第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を次のとおりとする。

第1号被保険者の区分	保険料率(減額後)	
	令和3年度から令和5年度まで	令和6年度から令和8年度まで
ア 令第38条第1項第1号に掲げる者(第1段階)	21,600円	22,230円
イ 令第38条第1項第2号に掲げる者(第2段階)	36,000円	37,830円

ウ 令第38条第1項第3号に掲げる者（第3段階）	50,400円	53,430円
--------------------------	---------	---------

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保険料率)	(保険料率)
第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u>	(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>35,490円</u>
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u>	(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>53,430円</u>
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u>	(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>53,820円</u>
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u>	(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u>
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u>	(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u>
(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u>	(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>93,600円</u>
(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u>	(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>101,400円</u>
(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>108,000円</u>	(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>117,000円</u>
(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>122,400円</u>	(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>132,600円</u>
(新設)	(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 <u>148,200円</u>
(新設)	(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 <u>163,800円</u>
(新設)	(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 <u>179,400円</u>

(新設)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,600円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,600円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,600円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料額の算定)

第6条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に規定する者を除く。）、同号ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りに

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 187,200円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,230円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,230円」とあるのは、「37,830円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,230円」とあるのは、「53,430円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料額の算定)

第6条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に規定する者を除く。）、同号ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者（第1項に規定する者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1項第1号から第12号

<p>より算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p><u>までのいずれかに</u>規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。</p> <p>4 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

議案第7号

鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和6年1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）（以下これらを「指定地域密着型サービス等基準」という。）の一部が改正され同年4月1日から施行されること等に伴い、鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鴨川市条例第2号）等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 概要

改正後の指定地域密着型サービス等基準に従い、又は参酌し、次の条例の改正を行う。

ア 鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鴨川市条例第2号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）【第1条】

イ 鴨川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年鴨川市条例第3号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）【第2条】

ウ 鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年鴨川市条例第20号。以下「指定介護予防支援等条例」という。）【第3条】

エ 鴨川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年鴨川市条例第1号。以下「指定居宅介護支援等条例」という。）【第4条】

(2) 指定地域密着型サービス条例、指定地域密着型介護予防サービス条例、指定介護予防支援等条例及び指定居宅介護支援等条例の改正【第1条～第4条】

ア 事業所の運営規程の概要等の重要事項の掲示に係る基準の見直し

次の介護サービス（イ及びウにおいて「介護サービス」という。）の事業を行う者は、事業所の運営規程の概要等の重要事項を、従来の事業所内での掲示に加え、ウェブサイトに掲載しなければならない。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防支援及び居宅介護支援

イ 管理者の兼務に係る基準の見直し

介護サービス（介護予防支援を除く。）の事業を行う事業所、施設等の管理上支障がない場合に他の事業所、施設等の職務に従事することができる管理者の兼務の要件について、他の事業所、施設等が同一敷地内にあること、特定の介護サービスを行う他の事業所、施設等が併設されていること等の要件を廃止する。

ウ 身体的拘束等に係る基準の見直し

(ア) 介護サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防支援及び居宅介護支援に限る。）の事業を行う者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。また、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、その記録を5年間保存しなければならない。

(イ) 介護サービス（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護に限る。）の事業を行う者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

- a 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- b 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- c 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(3) 指定地域密着型サービス条例の改正【第1条】

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る基準の創設

次の介護サービスの事業を行う者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護

イ 協力医療機関との連携に係る基準の見直し

(ア) 認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

a 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

b 認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の要件を満たす協力医療機関（cの要件は、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより次の要件を満たすこととしても差し支えない。

a 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

b 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

c 入所者の病状が急変した場合等において、指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(ウ) (ア)及び(イ)の介護サービスの事業を行う者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

(エ) (ア)及び(イ)の介護サービスの事業を行う者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように

努めなければならない。

(オ) (ア)及び(イ)の介護サービスの事業を行う者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(カ) (ア)及び(イ)の介護サービスの事業を行う者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該事業所又は施設に速やかに入居させ、又は入所させることができるように努めなければならない。

ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、同一敷地内にある指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

エ 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員及び介護職員の合計数について、次の要件を満たす場合は、利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上とする。

(ア) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次の事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- a 利用者の安全及びケアの質の確保
- b 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- c 緊急時の体制整備
- d 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器の定期的な点検
- e 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(イ) 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器を複数種類活用していること。

(ウ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(エ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行わ

れていると認められること。

オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(ア) 指定地域密着型介護老人福祉施設が入所者の病状の急変が生じた場合等のためあらかじめ定めておかなければならない緊急時等における対応方法について、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師及び協力医療機関の協力を得て定め、1年に1回以上、見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(イ) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

カ 看護小規模多機能型居宅介護

指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(4) 指定地域密着型介護予防サービス条例の改正【第2条】

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る基準の創設

介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

イ 協力医療機関との連携に係る基準の見直し

(ア) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

a 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

b 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

(イ) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

(ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

(エ) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(オ) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

(5) 指定介護予防支援等条例の改正【第3条】

ア 指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について、次のとおりとする。

(ア) 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない。

(イ) 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる。

(ウ) 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、同一の事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除く。

イ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

ウ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、イの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

エ 介護予防サービス計画の実施状況の把握方法に係る基準の見直し

(ア) 介護予防サービス計画の実施状況の把握（以下このエにおいて「モニタリング」という。）を行うための利用者への面接は、1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行わなければならない。ただし、次の事項に該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から3月ごとの期間（以下「期間」という。）について、少なくとも2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときには、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

b サービス担当者会議等において、次の事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(a) 利用者の心身の状況が安定していること。

(b) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(c) 担当職員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けること。

(イ) サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しなければならない。

オ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、市長から介護予防サービス計画の実施状況等について情報提供の求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

(6) 指定居宅介護支援等条例の改正【第4条】

ア 指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置かなければならない基準について、次のとおりとする。

(ア) 利用者の数が44又はその端数が増すごとに1とする。

(イ) (ア)にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における基準は、利用者の数が49又はその端数が増すごとに1とする。

イ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、次の事項について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

(ア) 前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の利用割合

(イ) 前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の同一事業者によって提供されたものの割合

ウ 居宅サービス計画の実施状況の把握方法に係る基準の見直し

居宅サービス計画の実施状況の把握（以下このウにおいて「モニタリング」という。）を行うための利用者への面接は、1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行わなければならない。ただし、次の事項に該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次の事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

(7) 指定介護療養型医療施設が健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）により令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止されることに伴う条文の整備を行う。

(8) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

【第 1 条】指定地域密着型サービス条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(削る)</p> <p><u>(11) 略</u></p>

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 24 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(新設)

(新設)

(8)・(9) 略

(揭示)

第 34 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 203 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 24 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)・(11) 略

(揭示)

第 34 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申

込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第42条 略

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) 略

(新設)

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 略

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4) 略

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(削る)

(11) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第 48 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（千葉県指定居宅サービス等基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第 83 条第 1 項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第 51 条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(新設)

(新設)

(管理者)

第 48 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（千葉県指定居宅サービス等基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第 83 条第 1 項において同じ。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第 51 条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第 58 条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第 59 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(7)～(9) 略

(記録の整備)

第 58 条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 51 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第 59 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 59 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)・(6)</u> 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 59 条の 19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録</p> <p><u>(4)</u> 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 59 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 59 条の 19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第 59 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p><u>(4) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録</u></p> <p><u>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の</u></p>
---	--

記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着

の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着

型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(新設)

(新設)

(3)～(5) 略

型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第 59 条の 37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(4) 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 59 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(管理者)

第 62 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものと

(記録の整備)

第 59 条の 37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 59 条の 30 第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 59 条の 18 第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第 62 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

する。

2 略

(利用定員等)

第 65 条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第 82 条第 7 項、第 110 条第 9 項及び第 191 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の

2 略

(利用定員等)

第 65 条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第 82 条第 7 項、第 110 条第 9 項及び第 191 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するこ

職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の 本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(新設)

(新設)

(5)・(6) 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

とができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 59 条の 18 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 略

(従業者の員数等)

第 82 条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに

介護職員

(3) 第 70 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 59 条の 18 第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(従業者の員数等)

第 82 条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院

介護職員

<p>限る。)又は介護医療院</p>	
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>7～13 略 (管理者)</p>	<p>7～13 略 (管理者)</p>
<p>第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。</p>	<p>第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 192 条第 2 項に規定する指定複合型サービス事業所</p>	<p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 192 条第 2 項に規定する指定複合型サービス事業所</p>

をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(新設)

をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(7)・(8) 略

(新設)

(記録の整備)

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)・(9) 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第 111 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第 121 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

録

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第 111 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第 121 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 略	第125条 略
(新設)	<u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u>
	<u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u>
	<u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u>
(新設)	<u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u>
	<u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u>
(新設)	<u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>
(新設)	<u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能</u>

2・3 略

(記録の整備)

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、

となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 略

(記録の整備)

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、

第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、その区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、本体施設が次の各号に掲げる施設である場合において、その区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

第147条 略

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

第147条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2）当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第

<p>(新設)</p> <p>2 略 (記録の整備)</p> <p>第 148 条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 136 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第 138 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第 146 条第 3 項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び</p>	<p><u>2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 略 (記録の整備)</p> <p>第 148 条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 136 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第 138 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第 146 条第 3 項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び</p>
--	---

事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、

び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、

これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数 100 以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第 152 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の

これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数 100 以上の病院の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第 152 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の

病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 151 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(新設)

(管理者による管理)

第 166 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 167 条 計画担当介護支援専門員は、第 158 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第 157 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第 177 条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。

病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 151 条第 1 項第 1 号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第 166 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 167 条 計画担当介護支援専門員は、第 158 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第 157 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第 177 条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

<p>(7) <u>第 175 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</u> <u>(協力病院等)</u></p> <p>第 172 条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(7) <u>第 175 条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</u> <u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第 172 条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第 2 種協定指定</u></p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>2 略 (記録の整備)</p> <p>第 176 条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 155 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第 157 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p><u>医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 略 (記録の整備)</p> <p>第 176 条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第 155 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第 157 条第 5 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第 3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
---	--

(7) 略

(準用)

第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 15 及び第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 187 条 略

2～4 略

(新設)

5 略

(7) 略

(準用)

第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 106 条の 2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 187 条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(準用)

第 189 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 153 条から第 155 条まで、第 158 条、第 161 条、第 163 条から第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用する第 158 条」と、同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 177 条」とあるのは「第 189 条」と、同条第 7 号中「第 175 条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 175 条第 3 項」と、第 176 条第 2 項第 2 号中「第 155 条第 2 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 155 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 157 条第 5

(準用)

第 189 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 59 条の 11、第 59 条の 15、第 59 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 106 条の 2、第 153 条から第 155 条まで、第 158 条、第 161 条、第 163 条から第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 59 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 59 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用する第 158 条」と、同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 177 条」とあるのは「第 189 条」と、同条第 7 号中「第 175 条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 175 条第 3 項」と、第 176 条第 2 項第 2 号中「第 155 条第 2 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 155 条第 2 項」と、同項第 3 号

項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 189 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第 191 条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) 略

8～14 略

(管理者)

第 192 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若

中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同項第 4 号及び第 5 号中「次条」とあるのは「第 189 条」と、同項第 6 号中「前条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する前条第 3 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第 191 条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(削る)

(4) 略

8～14 略

(管理者)

第 192 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事するこ

しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(新設)

(7)～(11) 略

とができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機

事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第12条第1項(第

能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第12条第1項(第

<p>59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
---	---

【第2条】指定地域密着型介護予防サービス条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域</p>	<p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域</p>

密着型サービス（法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。）の運営（同条第 7 項及び第 71 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第 10 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

密着型サービス（法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（同条第 7 項及び第 71 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第 10 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第 11 条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(揭示)

第 32 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第 11 条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 91 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(揭示)

第 32 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重

<p>い。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条第2項に<u>規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第24条に<u>規定する市への通知に係る記録</u></p> <p>(4) 第36条第2項に<u>規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) 第37条第2項に<u>規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p>	<p><u>要事項」という。)を掲示しなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条第2項に<u>規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>(3) 第42条第11号の<u>規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第24条の<u>規定による市への通知に係る記録</u></p> <p>(5) 第36条第2項の<u>規定による苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 第37条第2項の<u>規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p>
--	---

第 42 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(新設)

(新設)

(10)～(13) 略

(14) 第 1 号から第 12 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第 44 条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉	介護職員
--------------------------	--	------

第 42 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) 略

(16) 第 1 号から第 14 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第 44 条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉	介護職員
--------------------------	--	------

欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	施設、介護老人保健施設又は介護医療院
略		略	
7～13 略 （管理者）		7～13 略 （管理者）	
第 45 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第 47 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者</u>		第 45 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は <u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u>	

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(同条例第65条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 略

(新設)

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための

<p>(新設)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 64 条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第 53 条第 2 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 24 条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p><u>研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第 63 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 64 条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第 53 条第 2 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第 24 条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第 36 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p>
---	---

(7) 次条において準用する第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第 72 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第 79 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 83 条 略

(新設)

(7) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第 72 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第 79 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第 83 条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医

	<p><u>療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>6 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めな</u></p>

2・3 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業につ

なければならない。

7・8 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介

いて準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 80 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条の 2 第 2 項、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 32 条第 1 項並びに第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 26 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 56 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 59 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 91 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 14 条第 1 項（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）及び第 76 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行

護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 80 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条の 2 第 2 項、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 3 号、第 32 条第 1 項並びに第 37 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 26 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 56 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 59 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 91 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 14 条第 1 項（第 65 条及び第 86 条において準用する場合を含む。）及び第 76 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

うことができる。	
2 略	2 略

【第3条】指定介護予防支援等条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書</p>	<p><u>規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p><u>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員<u>（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。）</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書</p>
---	--

に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

(新設)

(新設)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2)・(3) 略
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 1 節、この節及び次節の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2)・(3) 略
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 1 節、この節及び次節の規定（第 33 条第 33 号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧

<p>自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（<u>第 33 条第 9 号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第 33 条第 14 号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第 33 条第 7 号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第 33 条第 9 号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p>	<p>させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（<u>第 33 条第 11 号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第 33 条第 16 号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第 33 条第 9 号</u>に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ <u>第 33 条第 11 号</u>に規定するサービス担当者会議等の記録</p>
--	---

<p>エ <u>第 33 条第 16 号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第 33 条第 17 号</u>に規定するモニタリングの結果の記録 (新設)</p> <p>(3) <u>第 18 条</u>に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第 28 条第 2 項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第 29 条第 2 項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(16) 略</p> <p>(17) 担当職員は、<u>第 14 号</u>に規定する実施状況の把握 (以下「モニタ リング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護</p>	<p>エ <u>第 33 条第 18 号</u>の規定による評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第 33 条第 19 号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第 33 条第 4 号</u>の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制 限する行為 (第 33 条第 3 号及び第 4 号において「身体的拘束等」 という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) <u>第 18 条</u>の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第 28 条第 2 項</u>の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第 29 条第 2 項</u>の規定による事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前 条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなけ ればならない。</u></p> <p>(5)～(18) 略</p> <p>(19) 担当職員は、<u>第 16 号</u>に規定する実施状況の把握 (以下「モニタ リング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護</p>
---	---

予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(新設)

(新設)

予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（千葉県指定介護予防サービス等基準条例第 118 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(18) 略

(19) 第 3 号から第 13 号までの規定は、第 14 号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(20)～(30) 略

(新設)

(電磁的記録等)

第 36 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 10 条（第 35 条において準用する場合を含む。）及び第 33 条第 28 号（第 35 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（千葉県指定介護予防サービス等基準条例第 118 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(20) 略

(21) 第 5 号から第 15 号までの規定は、第 16 号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(22)～(32) 略

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(電磁的記録等)

第 36 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第 10 条（第 35 条において準用する場合を含む。）及び第 33 条第 30 号（第 35 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、

<p>当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
---	--

【第4条】指定居宅介護支援等条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35</u>又はその端数を増すごとに1とする。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター<u>（以下「地域包括支援センター」という。）</u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数</u>（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の</p>

<p>(新設)</p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合</u>(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限</p>	<p><u>23 第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第32号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</p>
--	---

る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならない。

(新設)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型

3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 略

6 第4項の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はそ

サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 略

7 第5項の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はそ

の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(新設)

(新設)

(3)～(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

9 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(15) 略

(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第 13 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

（新設）

イ 略

(16) 略

(17) 第 3 号から第 12 号までの規定は、第 13 号に規定する居宅サービ

(17) 介護支援専門員は、第 15 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも 1 月に 1 回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 略

(18) 略

(19) 第 5 号から第 14 号までの規定は、第 15 号に規定する居宅サービ

ス計画の変更について準用する。

(18)～(29) 略

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務を適正に実施するよう配慮しなければならない。

(31) 略

(揭示)

第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第 32 条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

ス計画の変更について準用する。

(20)～(31) 略

(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務を適正に実施するよう配慮しなければならない。

(33) 略

(揭示)

第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第 32 条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 略
 - イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (新設)

- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚に

- (1) 第16条第15号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 略
 - イ 第16条第9号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第11号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第16条第17号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その

- 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第19条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第30号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

<p>よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p>
---	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の鴨川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス条例」という。）第34条第3項（新指定地域密着型サービス条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の鴨川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第32条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の鴨川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新指定地域密着型介護予防サービス条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス条例第106条の2(新指定地域密着型サービス条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。)及び新指定地域密着型介護予防サービス条例第63条の2(新指定地域密着型介護予防サービス条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス条例第172条第1項(新指定地域密着型サービス条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 8 号

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 12 月 26 日に公布された母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 86 号）により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正され同日（一部は令和 6 年 4 月 1 日）から施行されたことに伴い、鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 特定教育・保育施設内に掲示しなければならないこととしている運営規程の概要その他の重要事項について、当該掲示に加え、インターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないこととする。
- (2) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>（掲示）</u> 第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u>。</p>	<p><u>（掲示等）</u> 第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送</u></p>

(電磁的記録等)

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(電磁的記録等)

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年5月19日に公布された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成28年鴨川市条例第4号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童 ア～エ 略	(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童 ア～エ 略

<p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を申し立て、配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ・キ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を申し立て、配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ・キ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 10 号

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

し尿及び浄化槽汚泥の処理に関し徴収する手数料の改定を行うため、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 117 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) し尿及び合併処理浄化槽清掃に伴う汚泥の処理に係る手数料について、10 リットル当たり 165 円（現行 132 円）とする。
- (2) 単独処理浄化槽清掃に伴う汚泥の処理に係る手数料について、算定方法を浄化槽の処理対象人員による定額制から従量制に変更し、10 リットル当たり 165 円とする。
- (3) 市の許可業者が市の処理施設に搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥の処理に係る手数料について、10 リットル当たり 72 円（現行 62 円）とする。

3 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後	
別表第 1（第 24 条関係）			別表第 1（第 24 条関係）	
1 ごみ（し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物）			1 ごみ（し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物）	
略			略	
2 し尿及び浄化槽汚泥			2 し尿及び浄化槽汚泥	
取扱区分	種類	手数料	区分	手数料
市が収集、運	し尿	10 リットル当たり 132 円	市が収集し、及び運搬するし尿又	10 リットル当たり 165 円

搬するもの	合併処理浄化槽 清掃に伴う汚泥				は浄化槽の清掃に伴う汚泥	
	単独処理浄化槽 清掃に伴う汚泥	人槽	腐敗式	ばっき式	市の許可業者が市の処理施設に搬入する浄化槽の清掃に伴う汚泥	10 リットル当たり 72 円
			円	円		
		5	28,600	20,900		
		7	33,000	26,400		
		10	40,700	34,100		
		15	50,600	41,800		
		20	59,400	50,600		
		25	69,300	59,400		
		30	81,400	68,200		
		35	92,400	75,900		
		40	102,300	85,800		
		45	112,200	93,500		
		50	122,100	102,300		
		55	133,100	108,900		
		60	143,000	116,600		
		65	154,000	128,700		
		70	162,800	135,300		
		75	173,800	143,000		
		80	184,800	154,000		
		85	194,700	160,600		
		90	206,800	169,400		

	<u>95</u>	<u>215,600</u>	<u>178,200</u>
	<u>100</u>	<u>226,600</u>	<u>185,900</u>
	<u>105</u>	<u>237,600</u>	<u>194,700</u>
	<u>110</u>	<u>247,500</u>	<u>202,400</u>
	<u>115</u>	<u>258,500</u>	<u>212,300</u>
	<u>120</u>	<u>266,200</u>	<u>220,000</u>
	<u>125</u>	<u>275,000</u>	<u>227,700</u>
	<u>130</u>	<u>283,800</u>	<u>237,600</u>
	<u>135</u>	<u>292,600</u>	<u>245,300</u>
	<u>140</u>	<u>301,400</u>	<u>254,100</u>
	<u>145</u>	<u>310,200</u>	<u>261,800</u>
	<u>150</u>	<u>317,900</u>	<u>271,700</u>
	<u>155</u>	<u>326,700</u>	<u>280,500</u>
	<u>160</u>	<u>334,400</u>	<u>290,400</u>
	<u>165</u>	<u>344,300</u>	<u>299,200</u>
	<u>170</u>	<u>356,400</u>	<u>306,900</u>
	<u>175</u>	<u>369,600</u>	<u>314,600</u>
	<u>180</u>	<u>382,800</u>	<u>323,400</u>
	<u>185</u>	<u>396,000</u>	<u>331,100</u>
	<u>190</u>	<u>409,200</u>	<u>339,900</u>
	<u>195</u>	<u>419,100</u>	<u>347,600</u>
	<u>200</u>	<u>430,100</u>	<u>357,500</u>
	<u>205</u>	<u>440,000</u>	<u>365,200</u>

	<u>210</u>	<u>451,000</u>	<u>374,000</u>
	<u>215</u>	<u>463,100</u>	<u>382,800</u>
	<u>220</u>	<u>473,000</u>	<u>391,600</u>
	<u>225</u>	<u>484,000</u>	<u>399,300</u>
	<u>230</u>	<u>495,000</u>	<u>409,200</u>
	<u>235</u>	<u>504,900</u>	<u>416,900</u>
	<u>240</u>	<u>517,000</u>	<u>425,700</u>
	<u>245</u>	<u>524,700</u>	<u>433,400</u>
	<u>250</u>	<u>534,600</u>	<u>442,200</u>
	<u>255</u>	<u>542,300</u>	<u>451,000</u>
	<u>260</u>	<u>551,100</u>	<u>458,700</u>
	<u>265</u>	<u>561,000</u>	<u>468,600</u>
	<u>270</u>	<u>568,700</u>	<u>476,300</u>
	<u>275</u>	<u>577,500</u>	<u>484,000</u>
	<u>280</u>	<u>585,200</u>	<u>492,800</u>
	<u>285</u>	<u>595,100</u>	<u>501,600</u>
	<u>290</u>	<u>603,900</u>	<u>510,400</u>
	<u>300</u>	<u>624,800</u>	<u>528,000</u>
	<u>310</u>	<u>646,800</u>	<u>544,500</u>
	<u>320</u>	<u>667,700</u>	<u>562,100</u>
	<u>330</u>	<u>688,600</u>	<u>578,600</u>
	<u>340</u>	<u>710,600</u>	<u>597,300</u>
	<u>350</u>	<u>732,600</u>	<u>613,800</u>

		<u>360</u>	<u>753,500</u>	<u>630,300</u>
		<u>370</u>	<u>775,500</u>	<u>647,900</u>
		<u>380</u>	<u>796,400</u>	<u>664,400</u>
		<u>390</u>	<u>819,500</u>	<u>682,000</u>
		<u>400</u>	<u>840,400</u>	<u>699,600</u>
		<u>410</u>	<u>861,300</u>	<u>716,100</u>
		<u>420</u>	<u>884,400</u>	<u>733,700</u>
		<u>430</u>	<u>905,300</u>	<u>750,200</u>
		<u>440</u>	<u>927,300</u>	<u>767,800</u>
		<u>450</u>	<u>948,200</u>	<u>785,400</u>
		<u>460</u>	<u>970,200</u>	<u>801,900</u>
		<u>470</u>	<u>992,200</u>	<u>819,500</u>
		<u>480</u>	<u>1,013,100</u>	<u>836,000</u>
		<u>490</u>	<u>1,036,200</u>	<u>853,600</u>
		<u>500</u>	<u>1,056,000</u>	<u>870,100</u>
<u>市の処理施設に搬入するもの</u>	<u>市の許可業者が搬入する浄化槽清掃に伴う汚泥</u>	<u>10リットル当たり62円</u>		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の2し尿及び浄化槽汚泥の表の規定は、この条例の施行の日以後に収集され、及び運搬され、又は搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料について適用し、同日前に収集され、及び運搬され、又は搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

鴨川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 5 月 26 日に公布された漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）により漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の一部が改正され令和 6 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、鴨川市漁港管理条例（平成 17 年鴨川市条例第 131 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 漁港漁場整備法の題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されたことに伴う条文の整備を行う。
- (2) 漁港施設の使用の許可の期間を 1 年以内、漁港施設の占用の許可の期間を 10 年以内とする。（現行 1 月以内（工作物の設置を目的とする占用は 3 年以内））
- (3) 漁港の区域内の水域又は公共空地に係る土砂採取料又は占用料を徴収する者に認定計画実施者（※）を追加する。
（※） 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、市長が定める漁港施設等活用事業の推進に関する計画に定められた漁港において漁港施設等活用事業を実施する者であって、漁港施設等活用事業の実施に関する計画を作成し、市長の認定を受けたものをいう。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

鴨川市漁港管理条例 新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この条例は、 <u>漁港漁場整備法</u> （昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、	(趣旨) 第 1 条 この条例は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> （昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第

鴨川市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用の許可等）

第9条 略

2 略

3 使用及び占用の期間は1月（工作物の設置を目的とする使用及び占有にあっては3年）を超えることができない。ただし、電柱、水道管、ガス管その他の恒久的な施設を設けるために使用する場合、その他市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

4 略

（土砂採取料等）

第12条 市長は、法第39条の5第1項の規定により、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）又は公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占有の許可を受けた者から別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 略

別表第2（第12条関係）

財産の種類	使用料の名称	区分	単位	額
-------	--------	----	----	---

67号）の規定に基づき、鴨川市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用の許可等）

第9条 略

2 略

3 使用の期間は1年、占有の期間は10年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

4 略

（土砂採取料等）

第12条 市長は、法第39条の5第1項の規定により、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）又は公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占有の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）から別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

2 略

別表第2（第12条関係）

財産の種類	使用料の名称	区分	単位	額
-------	--------	----	----	---

漁港漁場整備法に基づくもの	土砂採取料	略	法に基づくもの	土砂採取料	略
	水域及び公共空地占用料	略		水域及び公共空地占用料	略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 12 号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市総合運動施設に交流棟を設置し、令和 6 年 5 月 1 日からその供用を開始する等のため、鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 93 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 鴨川市総合運動施設に交流棟を設置し、その使用料の額を定める。
- (2) 文化体育館、野球場及び陸上競技場の附属設備である冷暖房の使用料を廃止し、冷暖房を備えた室の使用料を冷暖房の使用を含めた額とする。
- (3) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 6 年 5 月 1 日。ただし、上記 2 の(2)については、同年 10 月 1 日

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この条例において、鴨川市総合運動施設（以下「運動施設」という。）とは、次に掲げる施設を総称したものをいう。 (1)～(6) 略 (新設)	(定義) 第 2 条 この条例において、鴨川市総合運動施設（以下「運動施設」という。）とは、次に掲げる施設を総称したものをいう。 (1)～(6) 略 <u>(7) 交流棟</u>

(利用の許可)

第6条 運動施設及び附属設備又はその一部を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 略

(損害賠償)

第15条 利用者は、運動施設の建物、施設、設備及び器具等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1)～(6) 略

(7) 許可なく運動施設を利用する者

(8)・(9) 略

別表(第8条関係)

1 文化体育館

区分	1時間当たりの使用料		
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
略			
トレーニ	営利又は宣伝を目的としない	550	820

(利用の許可)

第6条 運動施設及び附属設備又はその一部を利用しようとする者(交流棟の市民ラウンジ並びにロッカールーム3及び4を独占しないで利用しようとする者を除く。)は、市長の許可を受けなければならない。

2 略

(損害賠償)

第15条 運動施設を利用する者は、運動施設の建物、施設、設備及び器具等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1)～(6) 略

(7) 第6条又は次条の規定による利用の許可を受けることなく運動施設を利用する者

(8)・(9) 略

別表(第8条関係)

1 文化体育館

区分	1時間当たりの使用料		
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
略			
会議室	営利又は宣伝を目的としない	990	1,480

シングル	場合		
△兼会議室	営利又は宣伝を目的とする場合	2,750	4,120
附属設備	略		
	冷暖房	主体育室（アリーナ部分）	1時間につき 11,000 円
		トレーニングルーム兼会議室	1時間につき 1,100 円
	略		

備考

- (1)・(2) 略
- (3) 主体育室（アリーナ部分）に限り2分の1以内の部分の利用を許可するものとし、その場合の主体育室（アリーナ部分）の利用に係る使用料の額は、上記の額の2分の1の額とする。
- (4) 略
(新設)
- (5) 略
2 野球場

区分		2時間当たりの使用料
略		
附属設備	会議室（1室）	550
略		

	場合		
	営利又は宣伝を目的とする場合	4,950	7,420
附属設備	略		
	冷暖房	主体育室（アリーナ部分）	1時間につき 11,000 円
		略	
	略		

備考

- (1)・(2) 略
- (3) 主体育室（アリーナ部分）は、2分の1以内の部分の利用を許可するものとし、その場合の主体育室（アリーナ部分）の利用に係る使用料の額は、上記の額の2分の1の額とする。
- (4) 略
- (5) 会議室は、3分の1以内の部分の利用を許可するものとし、その場合の会議室の利用に係る使用料の額は、上記の額の3分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- (6) 略
2 野球場

区分		2時間当たりの使用料
略		
附属設備	会議室（1室）	660
略		

	ロッカールーム（1室）	550
	冷暖房（1室）	1時間につき1,100円
	得点表示盤	1回につき660円
	略	

備考 略

3 ソフトボール場

略

4 投手練習場

略

5 陸上競技場

区分		2時間当たりの使用料
略		
附属設備	会議室（1室）	550
	冷暖房（1室）	1時間につき1,100円
	放送設備	1回につき2,200円
	略	

備考

(1)～(3) 略

(新設)

6 サッカー場

略

(新設)

	ロッカールーム（1室）	660
	(削る)	
	得点表示盤	1回につき660円
	略	

備考 略

3 ソフトボール場

略

4 投手練習場

略

5 陸上競技場

区分		2時間当たりの使用料
略		
附属設備	会議室（1室）	660
	(削る)	
	放送設備	1回につき2,200円
	略	

備考

(1)～(3) 略

(4) 競技場に係る個人利用は、団体利用がない場合に限るものとする。

6 サッカー場

略

7 交流棟

		区分	1時間当たりの使用料	
			午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
市民ラウンジの会議スペース	営利又は宣伝を目的としない場合	円 660	円 990	
	営利又は宣伝を目的とする場合	3,300	4,950	
ロッカールーム1及び2		各室につき 330円	各室につき 490円	
ロッカールーム3及び4		各室につき 160円	各室につき 240円	
トレーニングルーム	団体利用	660	990	
	個人利用	110	160	
会議室	営利又は宣伝を目的としない場合	660	990	
	営利又は宣伝を目的とする場合	3,300	4,950	
多目的室	営利又は宣伝を目的としない場合	660	990	
	営利又は宣伝を目的とする場合	3,300	4,950	
附属設備	椅子	1回(1日)につき1脚		

		50 円（営利又は宣伝を目的とする場合に限る。）
	長机	1 回（1 日）につき 1 脚 110 円（営利又は宣伝を目的とする場合に限る。）
	シャワー室 1 及び 2	各室 1 人 1 回につき 110 円
	コイン式シャワーユニット	1 回につき 100 円
	多目的シャワー室	1 人 1 回につき 110 円
	備考	
	(1) 開場時間（午前 8 時 30 分から午後 9 時まで）の前又は後に利用する場合の使用料（附属設備の利用に係る使用料を除く。）の額は、午後 5 時から午後 9 時までの額とする。	
	(2) 市外利用者が利用する場合の使用料（附属設備の利用に係る使用料を除く。）の額は、上記の額の 2 倍の額とする。	
	(3) トレーニングルームに係る個人利用は、団体利用がない場合に限るものとする。	
7 仮設売店 略	8 仮設売店 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 文化体育館の表、2 野球場の表及び 5 陸上競技場の表の改正規定は、同年 10 月 1

日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後の鴨川市総合運動施設交流棟の利用に関し必要な申請、許可、使用料の徴収その他の行為は、同日前においても、改正後の鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の規定の例により行うことができる。
- 3 改正後の別表1文化体育館の表、2野球場の表及び5陸上競技場の表の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に利用する鴨川市総合運動施設文化体育館、野球場及び陸上競技場の利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合運動施設文化体育館、野球場及び陸上競技場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

鴨川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 5 月 8 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 144 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

鴨川市水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当 該賠償責任に係る賠償額が 60 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定により水道事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当 該賠償責任に係る賠償額が 60 万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

鴨川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 5 月 26 日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）により水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部が改正され令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市水道事業給水条例（平成 17 年鴨川市条例第 146 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

水道法に基づく事務のうち水質及び衛生に関する事務以外の事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴う条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

鴨川市水道事業給水条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(工事の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(工事の申込み)</p> <p>第 5 条 給水装置を新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 略

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2)～(4) 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 略

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(過料)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2)～(4) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 15 号

鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 5 年 5 月 8 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鴨川市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 147 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

鴨川市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 2 第 8 項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 60 万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) <u>第 243 条の 2 の 8 第 8 項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 60 万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

令和 5 年度鴨川市一般会計補正予算（第 9 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 9 号）を調製したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,478,585	△15,440	4,463,145	法人市民税（現年度課税分） △22,000 市たばこ税（現年度課税分） △4,000 入湯税（現年度課税分） 4,000 外
11 地方交付税	4,760,171	99,768	4,859,939	普通交付税
13 分担金及び負担金	102,669	△25,304	77,365	農地農業用施設災害復旧事業分担金 △25,515 市営漁港整備事業分担金 211
14 使用料及び手数料	683,223	△1,564	681,659	税務証明等手数料 400 廃棄物持込処理手数料 △1,500 浄化槽汚泥処理手数料 △228 外
15 国庫支出金	2,937,699	13,186	2,950,885	現年発生補助災害復旧負担金（公共土木施設） △103,588 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 129,836 新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金 △21,710 外
16 県支出金	1,159,612	△46,662	1,112,950	災害救助費負担金 △17,510 災害に強い森づくり事業補助金 △7,780 千葉県議会議員選挙委託金 △11,918 外
17 財産収入	14,377	426	14,803	財政調整基金利子

18 寄附金	613,593	△47,755	565,838	ふるさぼーと寄附金 △50,000 企業版ふるさと納税寄附金 1,400 教育費寄附金 500 外
19 繰入金	1,451,379	△186,591	1,264,788	財政調整基金繰入金 △183,212 まちづくり支援基金繰入金 △900 教育振興基金繰入金 △2,639 外
21 諸収入	323,728	666	324,394	コミュニティ助成事業助成金 △600 資源物売払代 1,000 予防給付 介護報酬 525 外
22 市債	1,302,490	△58,700	1,243,790	現年発生補助災害復旧事業債（農林水産施設） △7,000 現年発生単 独災害復旧事業債 7,200 現年発生補助災害復旧事業債（公共土木施 設） △49,300 外
歳入合計	19,831,280	△267,970	19,563,310	

イ 歳出（目的別）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	188,685	△2,092	186,593
2 総務費	3,344,730	△48,590	3,296,140
3 民生費	6,515,476	76,825	6,592,301
4 衛生費	2,444,922	△60,340	2,384,582
6 農林水産業費	703,140	1,838	704,978
7 商工費	478,105	△2,749	475,356
8 土木費	894,479	△38,982	855,497
9 消防費	891,987	△3,405	888,582
10 教育費	1,975,424	△37,502	1,937,922
11 災害復旧費	511,458	△151,266	360,192
12 公債費	1,860,965	△1,707	1,859,258

歳出合計	19,831,280	△267,970	19,563,310
------	------------	----------	------------

ウ 歳出（性質別） (単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,713,491	△20,542	3,692,949
扶助費	3,035,046	△9,136	3,025,910
公債費	1,860,938	△1,707	1,859,231
物件費	3,530,726	△109,270	3,421,456
維持補修費	261,644	1,069	262,713
補助費等	2,664,705	61,565	2,726,270
積立金	985,908	22,874	1,008,782
貸付金	95,360	△2,160	93,200
繰出金	1,644,394	△19,145	1,625,249
投資的経費	1,983,399	△191,518	1,791,881
普通建設事業費	1,451,877	△36,470	1,415,407
補助事業費	690,332	△16,707	673,625
単独事業費	716,452	△19,122	697,330
その他	45,093	△641	44,452
災害復旧事業費	531,522	△155,048	376,474
歳出合計	19,831,280	△267,970	19,563,310

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	

2-3-1	戸籍住民基本台帳事務費	12,980	12,980				<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システム改修業務委託料 6,215 千円 ・戸籍電算システム改修業務委託料 6,765 千円 <p>戸籍法及び住民基本台帳法の一部が改正され、戸籍、戸籍の附票及び住民票に氏及び名の振り仮名を記載することから、住民基本台帳システム及び戸籍電算システムについて必要な改修を行う。</p>
2-3-1	証明書等コンビニ交付事業	1,881	1,881				<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修委託料 1,881 千円 <p>戸籍法及び住民基本台帳法の一部が改正され、戸籍、戸籍の附票及び住民票に氏及び名の振り仮名を記載することから、これらの証明書を発行するコンビニ交付システムについて必要な改修を行う。</p>

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3-1-1	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（均等割のみ課税世帯分）	101,264	101,264				<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分）100,000 千円 外 <p>エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対し、10万円の給付金を支給する。</p>
3-2-1	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（こども加算分）	28,572	28,572				<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）24,300 千円 外 <p>エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、低所得の子育て世帯（住民税非課税</p>

						世帯及び住民税均等割のみ課税世帯) に対し、18 歳以下の児童 1 人につき 5 万円の給付金を支給する。				
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日(令和 5 年 12 月 1 日現在)において、本市の住民基本台帳に登録されている者で、令和 5 年度における住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属する平成 17 年 4 月 2 日以後に出生した児童の世帯主</td> <td>児童 1 人につき 5 万円 (486 人(見込み))</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	支給額	基準日(令和 5 年 12 月 1 日現在)において、本市の住民基本台帳に登録されている者で、令和 5 年度における住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属する平成 17 年 4 月 2 日以後に出生した児童の世帯主	児童 1 人につき 5 万円 (486 人(見込み))
支給対象者	支給額									
基準日(令和 5 年 12 月 1 日現在)において、本市の住民基本台帳に登録されている者で、令和 5 年度における住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属する平成 17 年 4 月 2 日以後に出生した児童の世帯主	児童 1 人につき 5 万円 (486 人(見込み))									

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
2-3	戸籍住民基本台帳事務費	12,980	住民基本台帳システム及び戸籍電算システムの改修について、仕様の決定に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費(システム改修委託料)を令和 6 年度に繰り越して使用する。
	証明書等コンビニ交付事業	1,881	コンビニ交付システムの改修について、仕様の決定に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費(システム改修委託料)を令和 6 年度に繰り越して使用する。
3-1	物価高騰対応重点支援給付金支給事業(均等割のみ課税世帯分)	101,264	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する、物価高騰対応重点支援給付金支給事業(均等割のみ課税世帯分)について、当該給付金の支給申請期限が令和 6 年 5 月末日とされており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費

			を令和6年度に繰り越して使用する。
	社会福祉扶助事業（災害経費）	100	令和5年台風第13号により土砂流入の被害を受けた家屋の土砂排除に対する災害見舞金について、復旧作業が年度内に完了しないため、当該事業費（災害見舞金）を令和6年度に繰り越して使用する。
3-2	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（こども加算分）	28,572	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する、物価高騰対応重点支援給付金支給事業（こども加算分）について、当該給付金の支給申請期限が令和6年5月末日とされており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費を令和6年度に繰り越して使用する。
4-1	新型コロナワクチン予防接種事業	884	新型コロナワクチン予防接種について、予防接種法上の特例臨時接種が令和6年3月31日までとされており、未使用の医療機器等の処分等については、年度内の完了が見込めないため、当該事業費の一部を令和6年度に繰り越して使用する。
4-2	し尿処理施設維持管理費	1,320	ぼっ気ブロワー動力用インバータの修繕について、部品の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（修繕料）を令和6年度に繰り越して使用する。
6-1	農地農業用施設等補修事業（災害経費）	28,200	令和5年台風第13号により被災した農地等について、被災箇所が多数あることから、施工事業者の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（農地等災害復旧費補助金）を令和6年度に繰り越して使用する。
6-3	漁港施設維持管理事業	19,965	浜波太漁港東内防波堤補修工事について、入札不調による設計内容等の見直しに不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（漁港整備工事）を令和6年度に繰り越して使用する。
8-2	市道整備事業	5,618	市道前川田尾沢線改良工事について、使用する擁壁の製造に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費の一部を令和6年度に繰り越して使用する。
9-1	防災情報伝達事業	9,821	県が実施する千葉県防災行政無線設備（衛星系）再整備工事について、使用する

			機器の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（千葉県防災行政無線再整備負担金）を令和6年度に繰り越して使用する。
10-5	旧江見小学校跡地活用事業	95,040	旧江見小学校の解体工事について、施工方法の調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないため、当該事業費の一部を令和6年度に繰り越して使用する。

イ 変更

(単位 千円)

款項	事業名	金額		説明
		変更前	変更後	
3-5	被災住宅応急修理支援事業	20,294	2,078	被災住宅応急修理業務委託料について、事業費の減額に伴い繰越金額を減額する。
8-2	道路橋梁維持補修事業（災害経費）	74,504	65,287	修繕料について、その一部が完了する見込みであることから繰越金額を減額する。
8-3	河川維持補修事業（災害経費）	22,648	11,327	修繕料について、その一部が完了する見込みであることから繰越金額を減額する。
11-1	林道災害復旧事業	30,000	22,565	林道災害復旧工事について、事業費の減額に伴い繰越金額を減額する。
	農地農業用施設災害復旧事業	57,750	37,394	農地農業用施設災害復旧工事について、事業費の減額に伴い繰越金額を減額する。
11-2	土木施設災害復旧事業	322,816	205,886	市道災害復旧工事について、事業費の減額に伴い繰越金額を減額する。

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
ふるさと納税推進事業委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	27,840	ふるさと納税推進事業を円滑に実施するため、令和6年4月1日から履行する契約の準備手続きを実施するため、債務負担

			行為を追加する。
--	--	--	----------

イ 変更

(単位 千円)

事項	期間		限度額		説明
	補正前	補正後	補正前	補正後	
自動車損害保険料	自 令和5年度 至 令和6年度	自 令和5年度 至 令和6年度	139	177	移動教室バスの物損事故により、自動車損害保険料が増額されるため、債務負担行為を変更する。

(4) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
農業用施設小災害復旧事業	900	令和5年台風第13号による災害が、激甚災害の指定を受けたことから、農道維持管理事務費(災害経費)に係る修繕料の一部を対象事業費とし、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
清掃運搬施設整備事業	7,900	6,600	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
ほ場整備事業	3,000	2,500	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
漁港整備事業	37,500	38,200	漁港施設維持管理事業に係る漁港整備工事費の追加に伴い限度額を追加する。
幹線市道整備事業	39,000	36,300	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
道路メンテナンス事業	27,400	23,700	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
小学校施設改修事業	5,600	2,900	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。

中学校施設改修事業	11,700	12,100	工事費の流用による地方債の区分変更に伴い限度額を追加する。
旧江見小学校跡地活用事業	195,100	194,400	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
林道現年発生補助災害復旧事業	13,500	7,800	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
農業用施設現年発生補助災害復旧事業	1,500	200	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。
農林水産施設現年発生単独災害復旧事業	500	7,700	林道整備事業（災害経費）等に係る維持補修工事費の追加等に伴い限度額を追加する。
公共土木施設現年発生補助災害復旧事業	104,500	55,200	対象事業費の減額に伴い限度額を減額する。

議案第 17 号

令和 5 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 国民健康保険税		637,110	3,700	640,810	
	1 国民健康保険税	637,110	3,700	640,810	滞納繰越分
7 県支出金		2,993,722	126,681	3,120,403	
	1 県負担金	2,993,722	126,681	3,120,403	保険給付費等交付金（普通交付金）
10 繰入金		368,978	△3,700	365,278	
	1 他会計繰入金	257,796	△8,809	248,987	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） △4,096 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） △4,676 未就学児均等割保険税繰入金 △79 産前産後保険税繰入金 42
	2 基金繰入金	111,182	5,109	116,291	財政調整基金繰入金
歳入合計		4,031,293	126,681	4,157,974	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,946,984	126,681	3,073,665
	1 療養諸費	2,528,656	58,049	2,586,705
	2 高額療養費	408,693	68,632	477,325
歳出合計		4,031,293	126,681	4,157,974

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	一般被保険者診療報酬	58,049	58,049				・一般被保険者診療報酬 58,049 千円 診療報酬の増加に伴い、医療機関に支払う診療報酬を増額する。
2-2-1	一般被保険者高額療養費	68,632	68,632				・一般被保険者高額療養費 68,632 千円 高額療養費の増加に伴い、一般被保険者高額療養費を増額する。

議案第 18 号

令和 5 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
2 国庫支出金		1,094,441	△1,689	1,092,752	
	2 国庫補助金	351,276	△1,689	349,587	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）△1,310 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）△379
3 支払基金交付金		1,152,123	△1,415	1,150,708	
	1 支払基金交付金	1,152,123	△1,415	1,150,708	地域支援事業支援交付金 △1,415
4 県支出金		644,888	△845	644,043	
	2 県補助金	22,410	△845	21,565	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）△655 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）△190
6 繰入金		793,131	△1,839	791,292	
	1 一般会計繰入金	729,014	△1,839	727,175	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）△655 地域支援事業繰入金（介護予防

					・日常生活支援総合事業以外) △184 事務費繰入金(介護保険事業分) △1,000
歳入合計		4,621,884	△5,788	4,616,096	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		126,655	△1,000	125,655
	2 徴収費	2,910	△200	2,710
	3 介護認定審査会費	31,245	△800	30,445
5 地域支援事業費		142,707	△6,225	136,482
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	60,859	△5,241	55,618
	3 包括的支援事業・任意事業費	77,568	△984	76,584
6 基金積立金		1	1,437	1,438
	1 基金積立金	1	1,437	1,438
歳出合計		4,621,884	△5,788	4,616,096

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1-2-1	賦課徴収費	△200				△200	・印刷製本費 △200 千円 介護保険料のリーフレット等に係る印刷費が見込みを下回ったため、減額する。

1-3-1	介護認定審査会費	△800				△800	・介護認定審査会委員報酬 △800 千円 介護認定審査会の開催回数等が見込みを下回ったため、減額する。
5-1-1	介護予防・生活支援サービス事業	△4,453	△1,670		△1,759	△1,024	・第一号訪問事業負担金 △4,453 千円 第一号訪問事業の利用件数が見込みを下回ったため、減額する。
5-1-2	介護予防ケアマネジメント事業	△788	△295		△311	△182	・第一号介護予防支援業務委託料 △788 千円 介護予防ケアマネジメントの件数が見込みを下回ったため、減額する。
5-3-3	成年後見制度利用支援事業	△984	△569		△184	△231	・成年後見制度利用支援助成金 △984 千円 報酬助成件数が見込みを下回ったため、減額する。
6-1-1	介護給付費準備基金積立金	1,437				1,437	・介護給付費準備基金積立金 1,437 千円 負担金等の減額による歳入超過分を基金に積み立てる。

議案第 19 号

令和 5 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 5 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 後期高齢者医療 保険料		452,214	4,896	457,110	
	1 後期高齢者医療 保険料	452,214	4,896	457,110	特別徴収保険料（現年度分）△219 普通徴収保 険料（現年度分）5,115
3 繰入金		139,191	△7,216	131,975	
	1 一般会計繰入金	139,191	△7,216	131,975	保険基盤安定繰入金
5 諸収入		11,113	160	11,273	
	5 受託事業収入	9,361	160	9,521	健康診査等受託収入
歳入合計		604,068	△2,160	601,908	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		582,885	△2,320	580,565
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	582,885	△2,320	580,565

3 諸支出金		3,797	160	3,957
	2 繰出金	2,047	160	2,207
歳出合計		604,068	△2,160	601,908

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	後期高齢者医療広域連合納付金	△2,320				△2,320	<ul style="list-style-type: none"> ・保険基盤安定拠出金 △7,216 千円 納付金額が確定したことから、不用額を減額する。 ・後期高齢者医療保険料等負担金 4,896 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を、千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。
3-2-1	一般会計繰出金	160			160		<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計繰出金（人間ドックみなし受診分） 160 千円 千葉県後期高齢者医療広域連合からの人間ドックみなし受診分に係る健康診査等受託収入を、一般会計に繰り出す。

議案第 21 号

令和 6 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 国民健康保険税		586,403	674,510	△88,107	
	1 国民健康保険税	586,403	674,510	△88,107	現年課税分 565,000 滞納繰越分 21,403
4 国庫支出金		99	1	98	
	2 国庫補助金	99	1	98	災害臨時特例補助金 49 出産育児一時金臨時補助金 50
7 県支出金		2,912,436	2,986,187	△73,751	
	1 県負担金	2,912,436	2,986,187	△73,751	保険給付費等交付金(普通交付金) 2,859,855 保険者努力支援分 11,970 県繰入金(2号分) 25,469 外
10 繰入金		339,637	293,024	46,613	
	1 他会計繰入金	235,566	256,340	△20,774	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 123,800 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 63,100 財政安定化支援事業繰入金 38,026 外
	2 基金繰入金	104,071	36,684	67,387	財政調整基金繰入金

11 繰越金		23,710	28,985	△5,275	
	1 繰越金	23,710	28,985	△5,275	前年度繰越金
12 諸収入		7,235	7,722	△487	
	1 延滞金及び過料	1,500	2,000	△500	一般被保険者延滞金
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	5 雑入	5,734	5,721	13	一般被保険者第三者納付金 外
歳入合計		3,869,520	3,990,429	△120,909	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		11,910	15,513	△3,603
	1 総務管理費	8,235	11,916	△3,681
	2 徴税費	3,540	3,462	78
	3 運営協議会費	135	135	0
2 保険給付費		2,868,903	2,946,984	△78,081
	1 療養諸費	2,456,877	2,528,656	△71,779
	2 高額療養費	402,878	408,693	△5,815
	3 移送費	100	100	0
	4 出産育児諸費	5,000	5,000	0
	5 葬祭諸費	4,000	4,000	0
	6 傷病手当金	48	535	△487
3 国民健康保険事業費納付金		943,704	976,713	△33,009
	1 医療給付費分	638,480	667,590	△29,110
	2 後期高齢者支援	227,299	219,265	8,034

	金等分			
	3 介護納付金分	77,925	89,858	△11,933
8 保健事業費		39,130	45,345	△6,215
	1 特定健康診査等 事業費	20,572	21,490	△918
	2 保健事業費	18,558	23,855	△5,297
9 基金積立金		1	1	0
	1 基金積立金	1	1	0
10 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
11 諸支出金		3,871	3,871	0
	1 償還金及び還付 加算金	3,071	3,071	0
	2 繰出金	800	800	0
12 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
× 共同事業拠出金		0	1	△1
	× 共同事業拠出金	0	1	△1
歳出合計		3,869,520	3,990,429	△120,909

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	

2-1-1	一般被保険者 診療報酬	2,443,636	2,443,636				<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者診療報酬 2,443,636 千円 一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた場合、その医療費の原則7割を医療機関に支払う。
2-1-3	一般被保険者 療養費	9,448	9,448				<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者療養費 9,448 千円 一般被保険者がやむを得ない理由により保険証を提示できず、保険医療機関において費用を10割支払った場合、後日その診療に要した費用を被保険者の一部負担金を除いて給付する。
2-2-1	一般被保険者 高額療養費	402,204	402,204				<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者高額療養費 402,204 千円 一般被保険者の医療費の自己負担を軽減するため、所得及び年齢に応じて定める一定限度額を超える医療費を支払った場合、その超えた金額を給付する。
2-4-1	出産育児一時 金	5,000	50			4,950	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金 5,000 千円 被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯主に対し、1件につき50万円を給付する。
2-5-1	葬祭費	4,000				4,000	<ul style="list-style-type: none"> 葬祭費 4,000 千円 被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った者に対し、1件につき5万円を給付する。
3-1-1	一般被保険者 医療給付費分	638,480	39,653			598,827	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者医療給付費納付金 638,480 千円 千葉県全体の保険給付費の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納付する。

3-2-1	一般被保険者 後期高齢者支 援金等分	227,299				227,299	・一般被保険者後期高齢者支援金等納付金 227,299 千円 ・介護納付金 77,925 千円 千葉県全体の後期高齢者支援金等納付金及び介護納付金の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納付する。
3-3-1	介護納付金分	77,925				77,925	
8-1-1	特定健康診査 等事業費	20,572	7,074		1,980	11,518	・健康診査委託料 17,241 千円 外 40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象に、生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。
8-2-1	保健衛生普及 費事業	5,390	185			5,205	・郵便料 4,716 千円 外 被保険者の健康の保持増進等のため、年 4 回（5 月、8 月、11 月及び 1 月）、医療費通知を送付する。
8-2-1	ジェネリック 医薬品普及促 進事業	294	96			198	・郵便料 178 千円 外 年 2 回（6 月及び 12 月）、ジェネリック医薬品に切り替えた場合を試算した差額通知を送付する。
8-2-1	短期人間ドッ ク利用助成事 業	8,100				8,100	・短期人間ドック補助金 8,100 千円 疾病を予防し、医療費の軽減を図るため、短期人間ドック受診者に対し、助成を実施する。
8-2-2	特定健康診査 受診率向上事 業	4,774	4,774				・特定健診受診勧奨業務委託料 4,774 千円 特定健康診査の受診率向上を図るため、未受診者及び不定期受診者を対象とした受診勧奨業務を委託する。

議案第 22 号

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計予算

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 保険料		917,748	839,653	78,095	
	1 介護保険料	917,748	839,653	78,095	特別徴収保険料（現年度分） 831,028 普通徴収保険料（現年度分） 86,311 滞納繰越分 409
2 国庫支出金		1,115,057	1,090,907	24,150	
	1 国庫負担金	760,735	743,032	17,703	介護給付費負担金
	2 国庫補助金	354,322	347,875	6,447	調整交付金 301,261 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 14,869 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 30,588 外
3 支払基金交付金		1,178,063	1,151,943	26,120	
	1 支払基金交付金	1,178,063	1,151,943	26,120	介護給付費交付金 1,162,004 地域支援事業支援交付金 16,059
4 県支出金		660,704	644,805	15,899	
	1 県負担金	637,975	622,395	15,580	介護給付費負担金

	2 県補助金	22,729	22,410	319	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,435 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 15,294
5 財産収入		1	1	0	
	1 財産運用収入	1	1	0	介護給付費準備基金利子
6 繰入金		729,329	736,638	△7,309	
	1 一般会計繰入金	729,329	725,404	3,925	介護給付費繰入金 537,965 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,435 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 15,294 低所得者保険料軽減繰入金 48,614 外
	× 基金繰入金	0	11,234	△11,234	
7 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
8 諸収入		3,157	3,466	△309	
	1 延滞金及び過料	2	2	0	第1号被保険者延滞金 1 過料 1
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	3 雑入	3,154	3,463	△309	配食サービス利用料 3,148 外
	歳入合計	4,604,060	4,467,414	136,646	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較
1 総務費		120,022	119,772	250
	1 総務管理費	78,672	86,879	△8,207

	2 徴収費	2,973	2,910	63
	3 介護認定審査会費	38,157	29,811	8,346
	4 趣旨普及費	220	172	48
2 保険給付費		4,303,718	4,201,312	102,406
	1 介護サービス等諸費	3,940,522	3,844,784	95,738
	2 介護予防サービス等諸費	109,415	106,227	3,188
	3 その他諸費	3,464	3,379	85
	4 高額介護サービス等費	100,772	100,772	0
	5 高額医療合算介護サービス等費	10,218	10,218	0
	6 特定入所者介護サービス等費	139,327	135,932	3,395
3 財政安定化基金 拠出金		1	1	0
	1 財政安定化基金 拠出金	1	1	0
5 地域支援事業費		142,072	142,707	△635
	1 介護予防・生活 支援サービス事業 費	55,883	60,859	△4,976

	2 一般介護予防事業費	3,418	4,100	△682
	3 包括的支援事業・任意事業費	82,597	77,568	5,029
	4 その他諸費	174	180	△6
6 基金積立金		34,656	1	34,655
	1 基金積立金	34,656	1	34,655
7 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
8 諸支出金		1,590	1,620	△30
	1 償還金及び還付加算金	1,590	1,620	△30
9 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出合計		4,604,060	4,467,414	136,646

(3) 主要事業

(単位 千円)

項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1-3-1	介護認定審査会費	11,111				11,111	・介護認定審査会システムサーバー移設業務 3,670千円 外 介護認定審査会システムのサーバーの保守期間が経過することから、標準準拠システムへの移行までの間、別のサーバーに移設する。

1-3-2	認定調査等費	27,046				27,046	・会計年度任用職員報酬 13,099 千円 外 介護保険の認定に必要な訪問調査等を行うため、介護認定調査員等の会計年度任用職員を雇用する。
2-1-1	居宅介護サービス給付費	1,457,847	575,852		393,618	488,377	・居宅介護サービス給付費 1,457,847 千円 要介護認定者が利用する訪問、通所等の居宅介護サービス費を給付する。
	施設介護サービス給付費	1,724,601	681,217		465,642	577,742	・施設介護サービス給付費 1,724,601 千円 要介護認定者が利用する介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設介護サービス費を給付する。
2-2-1	介護予防サービス給付費	88,313	34,881		23,845	29,587	・介護予防サービス給付費 88,313 千円 要支援認定者が利用する訪問、通所等の介護予防サービス費を給付する。
5-3-2	地域包括支援センターサブセンター事業	39,299	27,650		7,566	4,083	・地域包括支援センターサブセンター業務委託料 24,476 千円 福祉総合相談センター・天津小湊の相談支援等の運営業務を委託する。 ・地域包括支援センター運営負担金 14,823 千円 福祉総合相談センター・長狭の相談支援等の運営業務を実施する。
5-3-3	地域自立生活支援事業（配食サービス事業）	13,378	5,907		5,118	2,353	・高齢者等生活支援型配食サービス委託料 13,318 千円 外 調理困難又は低栄養となったひとり暮らしの高齢者等を対象に配食サービスを提供するとともに、安否確認を実施する。

地域自立支援 事業（緊急通 報体制整備事 業）	4,620	2,668		889	1,063	・緊急通報システム業務委託料 4,620 千円 ひとり暮らしの高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、定期的な安否確認を実施するとともに、緊急時の対応を行う。
----------------------------------	-------	-------	--	-----	-------	--

議案第 23 号

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求め
る。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 後期高齢者医療保険料		500,311	452,214	48,087	
	1 後期高齢者医療保険料	500,311	452,214	48,087	特別徴収保険料(現年度分) 273,521 普通徴収保険料(現年度分) 223,790 普通徴収保険料(滞納繰越分) 3,000
3 繰入金		145,187	139,191	5,996	
	1 一般会計繰入金	145,187	139,191	5,996	事務費繰入金 9,124 保険基盤安定繰入金 136,063
4 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
5 諸収入		2,195	10,463	△8,268	
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1	0	延滞金
	2 償還金及び還付加算金	1,100	1,100	0	保険料還付金 1,000 還付加算金 100

	3 預金利子	1	1	0	預金利子
	4 受託事業収入	1,093	9,361	△8,268	賦課徴収帳票作成等業務受託収入
歳入合計		647,694	601,869	45,825	

(2) 歳出 (単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		9,219	16,386	△7,167
	1 総務管理費	675	8,095	△7,420
	2 徴収費	8,544	8,291	253
2 後期高齢者医療広域連合納付金		636,375	582,658	53,717
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	636,375	582,658	53,717
3 諸支出金		1,100	1,825	△725
	1 償還金及び還付加算金	1,100	1,100	0
	× 繰出金	0	725	△725
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		647,694	601,869	45,825

(3) 主要事業 (単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	

2-1-1	後期高齢者医療広域連合納付金	636,375				636,375	<ul style="list-style-type: none">・保険基盤安定拠出金 136,063 千円 低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するため、一般会計から繰り入れた県負担分（3/4）と市負担分（1/4）を合わせて、千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。・後期高齢者医療保険料等負担金 500,312 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を、千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。
-------	----------------	---------	--	--	--	---------	---

議案第 24 号

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量 (A)	前年度予定量 (B)	比較 (A) - (B)	増減率 (%)
給水戸数	18,700 戸	18,600 戸	100 戸	0.54
年間総給水量	5,345,000 m ³	5,345,000 m ³	0 m ³	—
1 日平均給水量	14,644 m ³	14,644 m ³	0 m ³	—
主要な建設改良事業 建設改良事業費	541,984 千円	440,609 千円	101,375 千円	23.01

3 収益的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第 1 款 事業収益	1,513,345	1,511,693	1,652	0.11
第 1 項 営業収益	1,257,779	1,252,680	5,099	0.41
第 1 目 給水収益	1,240,800	1,236,400	4,400	0.36
第 2 目 受託工事収益	8,580	8,580	0	—
第 3 目 その他の営業収益	8,399	7,700	699	9.08
第 2 項 営業外収益	255,565	259,012	△3,447	△1.33
第 1 目 給水申込負担金	30,316	30,316	0	—

第2目 受取利息及び配当金	180	432	△252	△58.33
第3目 雑収益	701	701	0	—
第4目 他会計補助金	50,000	50,000	0	—
第5目 県補助金	42,960	43,330	△370	△0.85
第6目 長期前受金戻入	131,408	134,233	△2,825	△2.10
第3項 特別利益	1	1	0	—
第1目 固定資産売却益	1	1	0	—

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 事業費	1,501,993	1,478,418	23,575	1.59
第1項 営業費用	1,434,711	1,401,492	33,219	2.37
第1目 原水費	21,606	25,943	△4,337	△16.72
第2目 浄水費	563,139	565,637	△2,498	△0.44
第3目 配水及び給水費	153,436	162,729	△9,293	△5.71
第4目 受託工事費	8,330	8,330	0	—
第5目 総係費	151,059	146,380	4,679	3.20
第6目 減価償却費	536,639	491,971	44,668	9.08
第7目 資産減耗費	500	500	0	—
第8目 その他の営業費用	2	2	0	—
第2項 営業外費用	57,281	66,925	△9,644	△14.41
第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	21,930	31,574	△9,644	△30.54
第2目 雑支出	351	351	0	—
第3目 消費税及び地方消費税	35,000	35,000	0	—

第3項 特別損失	1	1	0	—
第1目 過年度損益修正損	1	1	0	—
第4項 予備費	10,000	10,000	0	—
第1目 予備費	10,000	10,000	0	—

4 資本的收入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的收入	482,129	341,136	140,993	41.33
第1項 企業債	482,128	341,135	140,993	41.33
第1目 企業債	482,128	341,135	140,993	41.33
第2項 固定資産売却代金	1	1	0	—
第1目 固定資産売却代金	1	1	0	—

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本の支出	884,208	848,666	35,542	4.19
第1項 建設改良事業費	541,984	440,609	101,375	23.01
第1目 原水設備費	125,360	3,465	121,895	3,517.89
第2目 浄水設備費	75,978	184,274	△108,296	△58.77
第3目 配水設備費	339,733	251,957	87,776	34.84
第4目 営業設備費	913	913	0	—
第2項 企業債償還金	332,224	398,057	△65,833	△16.54
第1目 企業債償還金	332,224	398,057	△65,833	△16.54

第3項 予備費	10,000	10,000	0	—
第1目 予備費	10,000	10,000	0	—

議案第 25 号

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量 (A)	前年度予定量 (B)	比較 (A) - (B)	増減率 (%)
病床数	70 床	70 床	0 床	—
年間入院患者数	20,805 人	23,790 人	△2,985 人	△12.55
年間外来患者数	41,452 人	39,473 人	1,979 人	5.01
1 日平均入院患者数	57 人	65 人	△8 人	△12.31
1 日平均外来患者数	141 人	135 人	6 人	4.44
主要な建設改良事業 建設改良費	61,137 千円	45,644 千円	15,493 千円	33.94

3 収益的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第 1 款 事業収益	1,523,272	1,385,337	137,935	9.96
第 1 項 医業収益	1,375,269	1,238,587	136,682	11.04
第 1 目 入院収益	810,375	717,796	92,579	12.90
第 2 目 外来収益	404,256	342,103	62,153	18.17
第 3 目 その他医業収益	50,695	48,006	2,689	5.60

第4目 訪問看護ステーション収益	68,766	62,266	6,500	10.44
第5目 居宅介護支援収益	17,291	13,187	4,104	31.12
第6目 訪問介護ステーション収益	16,252	16,132	120	0.74
第7目 地域包括支援センター収益	1,374	1,374	0	—
第8目 訪問リハビリテーション収益	6,260	1,429	4,831	338.07
× 他会計負担金	0	36,294	△36,294	皆減
第2項 医業外収益	148,003	146,750	1,253	0.85
第1目 受取利息配当金	1	1	0	—
第2目 他会計補助金	107,275	104,819	2,456	2.34
第3目 長期前受金戻入	12,444	15,098	△2,654	△17.58
第4目 負担金交付金	17,673	16,800	873	5.20
第5目 その他医業外収益	10,610	10,032	578	5.76

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 事業費	1,523,272	1,385,337	137,935	9.96
第1項 医業費用	1,452,340	1,316,785	135,555	10.29
第1目 給与費	889,130	778,768	110,362	14.17
第2目 材料費	84,105	77,348	6,757	8.74
第3目 経費	244,631	225,834	18,797	8.32
第4目 減価償却費	147,528	165,708	△18,180	△10.97
第5目 資産減耗費	1,485	1,485	0	—
第6目 研究研修費	85,461	67,642	17,819	26.34
第2項 医業外費用	70,932	68,552	2,380	3.47

第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	7,814	7,891	△77	△0.98
第2目 その他医業外費用	58,875	56,747	2,128	3.75
第3目 消費税及び地方消費税	4,243	3,914	329	8.41

4 資本的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的収入	63,849	48,269	15,580	32.28
第1項 企業債	25,300	12,600	12,700	100.79
第1目 企業債	25,300	12,600	12,700	100.79
第2項 出資金	38,549	35,669	2,880	8.07
第1目 出資金	38,549	35,669	2,880	8.07

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的支出	137,779	116,535	21,244	18.23
第1項 建設改良費	61,137	45,644	15,493	33.94
第1目 有形固定資産購入費	61,137	45,644	15,493	33.94
第2項 企業債償還金	76,642	70,891	5,751	8.11
第1目 企業債償還金	76,642	70,891	5,751	8.11

議案第 26 号

鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市教育委員会委員、吉原里夏氏の任期が令和 6 年 3 月 30 日をもって満了することに伴い、同氏を適任者と認め引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

2 任命する者

住 所 ○○○○

氏 名 吉原 里夏

生年月日 ○○○○